

旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定の解除（関東経済産業局所管分・令和８年８月報告分）に対する意見の募集について

令和８年９月１５日
関東経済産業局
ガス事業課

１．意見公募の趣旨・目的・背景

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成２７年法律第４７号。以下「改正法」という。）附則第２８条第５項に基づき、同条第１項に規定する旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る供給地点であって、ガス小売事業者間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給地点のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる供給地点を指定（以下「指定旧供給地点」という。）しています。

この度、改正法附則第２８条第１項の義務を負う旧簡易ガスみなしガス小売事業者から、ガス関係報告規則（平成２９年経済産業省令第１６号）附則第４条の規定に基づく報告があり、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第２２条第１項及び第２８条第１項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」

（https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/gas/summary/guideline/pdf/170331shobunshinsaki_jun3.pdf）に基づき指定の解除の要否に係る判断を行ったところ、改正法附則第２８条第１項に規定する指定の事由がなくなったと認められる指定旧供給地点について、同条第２項に基づき、指定を解除することとするものです。

当該指定の解除を行うに当たり、適正な競争関係が確保されているか否かの判断について、広く皆様のご理解を得るためには、透明性の高いプロセスが重要であることから、当該指定の解除について、以下の要領で意見の募集を行います。

２．意見公募の対象

旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定の解除（関東経済産業局所管分・令和８年８月報告分）について

３．資料入手方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

４．意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和８年９月１５日（火）～令和８年１０月１５日（木）必着

５．意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送りください。

住所：〒330-9715

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1

関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課

パブリックコメント担当 宛て

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送りください。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送りください。

メールアドレス： bzl-kanto-gaskouri@meti.go.jp

（電子メールの件名は「指定旧供給地点の指定の解除（関東経済産業局所管分・令和8年8月報告分）に対する意見」としてください。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、適宜整理の上、まとめて回答させていただきますことがあります。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。